

## 認定事由別必要書類および有効期間

	認定事由	必要書類		有効期間 (各区分の期間のうち短い期間)
①	就労（就労予定） （原則1か月48時間以上）	外勤	就労証明書【書式④】	・労働契約終了日が含まれる月の末日まで（有期雇用の場合） ・小学校就学前まで
		就労予定	就労予定証明書【書式④】	
		自営業	・就労状況申告書【書式⑤】 ・確定申告書の写し	
		内職	就労証明書【書式④】	
②	妊娠又は出産後間がない （出産予定日前2か月又は出産後2か月以内）	・保護者・同居者状況申告書【書式⑥】 ・母子手帳の写し （保護者氏名と出産予定日が記載されている部分）		・出産日から8週を経過する日の翌日が含まれる月の末日まで ・小学校就学前まで
③	疾病・負傷・障害	・保護者・同居者状況申告書【書式⑥】 ・医師の診断書・意見書、各種障害者手帳の写し		・小学校就学前まで
④	介護・看護	・保護者・同居者状況申告書【書式⑥】 ・被看護者の診断書、各種障害者手帳、被介護者の介護認定証の写し		・小学校就学前まで
⑤	災害など復旧	・保護者・同居者状況申告書【書式⑥】 ・被災を確認できる書類		・小学校就学前まで
⑥	求職活動	・保護者・同居者状況申告書【書式⑥】 ・求職活動中であることの証明 （ハローワークの登録カードの写し等）		・退職日の翌日から90日を経過する日が含まれる月の末日まで ・小学校就学前まで
⑦	就学・職業訓練	・保護者・同居者状況申告書【書式⑥】 ・在学証明書、受講カリキュラム等の写し （日中保育にあたれない日数・時間数が確認できるもの）		・卒業、修了等予定日が含まれる月の末日まで ・小学校就学前まで
⑧	在籍児童のきょうだいの出生にともなう育児休業取得	育児休業取得証明書【書式④】		・育児休業対象児が満1歳になる日が含まれる月の末日 ・育児休業対象児が満1歳6か月又は満2歳になる日が含まれる月の末日まで（※） ・小学校就学前まで

※育児休業対象児について保育所等の利用申込みをしている場合であって、保育所等（認可保育施設を含む）を利用できずに育児休業を満1歳以降まで取得する場合があります。

## <提出書類の例>

### 例1. 両親とも就労（外勤）の場合

- ①子どものための施設等利用認定現況届（書式C）
- ②就労証明書（書式④）・・・両親分

### 例2. 父：就労（外勤） 母：自営業の場合

- ①子どものための施設等利用認定現況届（書式C）
- ②就労証明書（書式④）・・・父親分
- ③就労状況申告書（書式⑤）・・・母親分
- ④確定申告書の写し・・・母親分 直近のもの

### 例3. 父：疾病 母：求職活動

- ①子どものための施設等利用認定現況届（書式C）
- ②保護者・同居者状況申告書（書式⑥）・・・父親分
- ③医師の診断書・・・保育の必要性がわかるもの
- ④保護者・同居者状況申告書（書式⑥）・・・母親分
- ⑤就職活動をしていることがわかる書類（ハローワークカード等）

### 例4. 令和6年度の認可保育園を申込みをしている場合

- ①子どものための施設等利用認定現況届（書式C）

※申請時点から就労状況に変更があった場合は、改めて就労証明書等のご用意が必要になりますので、ご注意ください。

※上記の提出書類は一例です。状況によって提出書類は異なりますので、ご不明な点はお問合せください。【問い合わせ先：西東京市子育て支援部 幼児教育・保育課 TEL042-460-9842】